

令和3年

第2回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和3年6月21日

忠岡町議会

令和3年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和3年6月21日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第2回忠岡町議会定例会議事日程(第2日目)について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------------------|
| 日程第1 | 忠議第 1号 | 忠岡町議会会議規則の一部改正について |
| 日程第2 | 報告第 5号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計) |
| 日程第3 | 議案第27号 | 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第28号 | 忠岡町公平委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第29号 | 忠岡町固定資産評価員の選任について |
| 日程第6 | 議案第30号 | 忠岡町特定個人情報保護条例等の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第31号 | 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第32号 | 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第33号 | 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第34号 | 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第11 | 議案第35号 | 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について |

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 忠議第1号 忠岡町議会会議規則の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案者の河野議員より提案理由の説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

忠議第1号、忠岡町議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席理由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、これより忠議第1号 忠岡町議会会議規則の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を、議題と

いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

報告第5号、繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和2年度一般会計予算において計上いたしました都市公園トイレ等感染症予防対策事業、戸籍電算システム改修事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、忠岡小学校屋外トイレ改修事業、小学校及び中学校の感染症対策事業について、令和2年度内に事業が完了しなかったため、翌年度へ繰越ししましたが、今般、繰越明許費が確定したことにより、繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

日程第3 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正)を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決いたしましたのは、町税条例の一部改正で、令和3月31日付けをもって処分した次第でございます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として固定資産税等の負担調整措置等の延長、軽自動車税環境性能割の軽減延長等、個人住民税の住宅ローンの控除延長、その他規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 議案第28号 忠岡町公平委員会委員の選任について、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第28号、忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町公平委員会委員、岩崎幸志氏は令和3年7月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第28号 忠岡町公平委員会委員の選任について、採決いたします。
原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第5 議案第29号 忠岡町固定資産評価員の選任について、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第29号、忠岡町固定資産評価員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価員、大林義男氏は令和3年6月30日をもって退任となりますので、その後任として山田昌之氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、識見、経験を有し、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第29号 忠岡町固定資産評価員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第30号 忠岡町特定個人情報保護条例等の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第30号、忠岡町特定個人情報保護条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正、及びデジタル庁設置法により個人番号カードの発行主体が変更され、また個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲の拡大等の規定が追加されるため、関係する条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

5月19日にデジタル関連法が国会で可決、成立しました。これまでの個人情報の保護に関わる様々な規制を外し、政府が情報を一元化して管理する仕組みをつくるというものであります。デジタル化社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会形成関係法律整備法、公的給付預貯金口座登録法、預貯金口座マイナンバー管理法、自治体情報システム標準化法で、膨大な内容であります。このデジタル社会形成関係法律整備法においては、自治体の個人情報保護条例の事実上の全国一本化を含む約60もの法律の改定になります。

これまで個人情報については、あくまで本人、個人を管理者とすることを原則に、地方自治体も慎重に扱ってきました。それを国が一方的に一元化するなど許されるものでありません。ということで、基本的人権に関わるプライバシー侵害の大きな問題であるという立場から質疑をいたします。

まず1つ目ですけれども、9月1日にデジタル庁が発足されるのに合わせて本条例が改定されるというものであります。

まず1つ目が、忠岡町特定個人情報保護条例の一部改正において、忠岡町が保有している特定個人情報の提供先を、現在では総務大臣とあるところを内閣総理大臣に改定するということの、その影響についてお聞きしたいと思います。

総務大臣とあったものが内閣総理大臣に変更される理由は、デジタル庁設置に伴うもので、デジタル庁の長、トップは内閣総理大臣だからです。デジタル庁のトップが内閣総理大臣になったことで、情報、データの主体、本人の同意を必要せずに、各省庁間での情報共有を簡単にすることができるわけです。法改定で各省庁間にとどまらず、今度は各自治体ごとに設けられてきた個人情報保護条例を統一化することで、個人情報の保護のために設けられてきた国と地方自治体との間の壁を解体しようというものであります。これは菅首相が国会でも述べていることであります。

各省庁と地方自治体の情報システムが全て共通仕様化され、個人情報をデジタル庁に集約し、一元管理できるようになる。そして、それにマイナンバーで様々な情報がひもづけられていくと。国が一人一人の個人情報を管理する国家監視ができる仕組みをつくる法律であるから、内閣総理大臣になったわけでありませう。

ということで、全く影響が出ないと言えるでしょうか、何ら変わりがないと言えるでし

ようか、お答えを頂きたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回の番号法の改正によりまして、総務大臣から内閣総理大臣へ変更されることよつての影響ということでございます。

現在、マイナンバーに関連する特定個人情報の情報連携等を行っているのが総務省でございます。今回、その総務省から新たに内閣に設置されるデジタル庁に所管が変更されるため、関係する条例を改正するというものでございますので、何も影響はないものと考えてございます。

しかしながら、今後におきましては、デジタル庁新設に伴いまして、特定個人情報等の情報連携の加速化が予想されるということでございますので、それに対して町といたしまして適切に対応していくように努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今後、情報連携が進んでいくということはおっしゃいました。一総務大臣の管轄であったものが、それを各省庁、大臣を統括する内閣総理大臣が持つということの意味合いは、全体に横の連携が取りやすくなるというところで、縦割りではしか情報が取れなかったものが横に取れると、簡単にできるということの意味するというふうに思いますので、影響がないということではないですし、今後、情報連携が進むとおっしゃられたので、今後進んでいくということはあるということはお認めになっていらっしゃると思います。ちょっと問題がだんだんとそういうふうに、ただ、内閣総理大臣になっただけというものではないと私は思います。問題だと思います。

その次ですけれども、2つ目が、同じく忠岡町特定個人情報保護条例の一部改正案のところの次ですが、法律、番号法の第19条7号を19条8号にしということで、19条の8号を19条の9号に改める理由というのが、マイナンバー法、番号法の第19条に第4号が加わったからということであります。新たに追加されたため項ずれを起こしたのですが、単なる項ずれではなく、加わった第4号というものが非常に重要なものであります。この番号法第19条に新設された4号の中身は、民間の従業員が転職する場合に、民間の使用者間、企業同士の間で特定個人情報を含む情報の提供ができるようになる。本人の同意によりですが、というのですが、その影響についてお聞きしたいと思ひます。

まず、忠岡町は従業員である住民にとって便利になるというふうにはいいますが、本当に問題はないのかということです。使用者というのは、民間事業者、企業のこと、民間事

業者が保有している特定個人情報、従業員の個人番号を含む給与情報等を指します。番号法では既に特定個人情報の取扱いについては、委託または会社の合併などで事業の継続が行われたときは特定個人情報の提供が認められています。例えば、事業者、会社が源泉徴収票作成事務を含む給与事務を子会社に委託する場合などで情報提供が認められています。これを今回の法が変わって、整備法では従業員が転職する等の場合にも拡大しようというものであります。

給与情報は大変重要な情報で、例えば欠勤、懲戒による減給、解雇なども給与情報から推測して知り得ます。個人情報保護法第23条で、個人情報は本人の同意なしで開示してはならないため、現在は新しい就職先が、その従業員が前の職場、どうやったのかという、その調査ですね。依頼があったときには、前の職場はその調査には応じてきませんでした。しかし、法の改定で、本人同意を要件にしていますが、新たな就職先に就職が決まった、あるいは決まりそうだという労働者が、新しい就職先から個人情報の提供については同意を求められても、自由に拒否できるはずがありません。もし断ったら雇用されないということになる場合もありますので、なかなか、嫌やけれどもということ、同意を半ば強制されるような形になるのではないかと、個人情報保護法の潜脱、従業員のプライバシーの侵害になる大変な問題であると思います。

忠岡町は、個人情報の保護がかっちりされているから問題はないと言いますが、弱い立場である雇用される側としては、プライバシーが守られないのではないかと、危惧されます。ノーと言えればいいんですけども、そのことを理由に採用されなかったら、責任はどこにあるのかということでもあります。そんな問題のある番号法の第19条に第4号と、そんなものが追加されて、それを前提に本町の条例が存在しているということでもあります。

ということで、またほかにも問題はもう1つあります。本人同意の方法についてもお聞きしましたが、一括同意なのか個別同意なのかということもまだはっきりしていません。マイナンバーだけを同意したけれども、それ以外の付随する様々な情報については同意をしていないのに、もう一括同意ということで同意がされたというふうになってしまうかもしれないという問題でもあります。

ということで、その影響ですね1第4号が新設されたということの影響についてはどのようにお考えでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

番号法に第19条第4号が追加された、従業員が転職する際に本人の同意を得て、次の

就職先に特定個人情報の提供が可能となったものでございますが、給与事務に必要なに限られた情報のみが情報提供を行うため、また一元管理ではなく分散管理を行っているということから、ご指摘の提供の拡大につながるというものはないものと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。これで3回目ですので、質問よろしく申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

今の答弁ですけれども、影響がないと言いますけれども、やはり雇用されてる者からすれば影響が出てくる問題であるし、内容を深く分からなくて同意をしまして、様々な情報が、本人の思わない情報が提供されていく。情報というのは本人がコントロールするというのが基本であります。だから保護されるんであります。必要最小限の情報だけと、提供するにしてもということなんですが、本人のコントロールできないところでいろんな情報がやりとりされるというのが、この問題だと思います。ということで、プライバシーの侵害に当たるというふうに思います。

3つ目ですけれども、デジタル関連法で9月1日からデジタル庁が設置されていきます。そして、その法律が順次遂行されていくということになっておりますが、地方公共団体の情報システムの標準化法の影響についてお聞きします。

自治体システムの標準化、共同化は、政府が策定したシステム標準仕様に基づき、IT企業が作成したパッケージソフトを自治体を使う、それしか使えなくなるという問題であります。共同と言いますが、自治体が共同して何かするわけではなく、一方的にこれを使えと言われてくるわけであります。

そして、対象となる忠岡町の17の業務ですけれども、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学ですね。それと児童扶養手当、子ども・子育て支援という17の業務が地方自治体に、それがパッケージソフトで来ると。このシステムのカスタマイズは基本的には不可であります。できないということです。独自施策、忠岡町が独自に行っている施策ができなくなってしまうということになります。市町村は、システムに合わせて仕事をするということになるということで、それは本末転倒であります。地方自治の形骸化になるおそれがあると思いますが、地方自治の形骸化になるというふうに私は思います。忠岡町はどのようにお考えでしょうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

ご質問の件でございます。9月1日にデジタル庁がいよいよできる、始動するというところで、それに伴う関連法の改正というところが主なところでございますが、これにつきまして先ほど議員申されましたが、9月1日、これから様々な面で進んでくるところがございますので、先ほど南次長が申しあげました町として情報につきましては適切に対応してまいりたいということを基本にしながら、国のほうに関しましても、デジタル法で個人情報法が法令に定められた範囲を越えて利用され、または漏えいすることがないように、その管理の適正を確保するというところがございますので、それに沿いまして適切に運用してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

どうぞ。

6番（是枝 綾子議員）

これからね、デジタル関連法が遂行されていくということで、今回のこの条例改正は序の口ということで、これからどんどん条例改正が頻繁に行われていくというふうに予測されます。マイナンバーが本当に怖いというのは、それが漏れて悪用されることにとどまらず、政府や大企業によって合法的にプロファイリングされ、それが選別や排除につながっていくということでもあります。

デジタル関連法によって、今後、忠岡町が個人情報の保護条例をどのように変えられていくのか、プライバシー、個人情報が保護されなくなるということが危惧されます。国による監視が強まり、市民の表現の自由が抑圧されかねない、地方自治が形骸化されていくということなど問題が起こってきます。大変なことになると思います。

ということで、デジタル関連法が執行されないということが今求められているというふうに思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今回、上程されている中で、第3条の手数料条例の一部改正について質疑を行いたいと思います。

今回、マイナンバーの発行主体が変わり、手数料条例の第2条第13号が削除され、それ以降、第18条の2まで項ずれが発生するため、条例改正になるとの説明がありました。

まず1点、最初にお聞きしますが、この条例改正になって削除される条文の中では、個人番号の再交付をする場合、1件当たり800円という項目がありました。これは今回削除されることによって、今後、住民への影響はどれくらい出るのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

再交付の手数料ということでございますけども、6月18日に、地方公共団体情報システム機構のほうから事務連絡が来ております。現在、その手数料につきましては800円、現在行われている800円と同額で調整してるということでございますので、今現在の本町が徴収している800円と同額ということで、影響ないものというふうに思っております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

事務連絡が来て、現在と同等で800円というサービスを続けていくということでご答弁いただきました。これにあと電子証明の証明費用が200円発生すると思いますので、合計1,000円ということで再交付になるんですけども、この事務連絡、18日付で来られたということなんですけども、総務省のホームページを見させていただきましたら、今のところマイナンバーの発行手数料は、新規の交付ですね、こちらにつきましては当面無料ということで書かれていました。

で、総務省がそういう形で書いていましたけども、今回、この手数料条例が削除されたことによって、交付の費用の決定権というか、こういうふうに800円になったり、今後手数料が変わったりするという決定権はどちらのほうにあるか、教えていただきたいと思ひます。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

今後は、国のほうにあるというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。これで二家本議員、3回目ですので、よろしくお願いします。

5番（二家本英生議員）

今回、国のほうでということが出ましたので、先ほども趣旨説明のほうで発行主体が変わった、マイナンバーの発行主体が変わったということでありました。今回、なぜこの条文が削除になったかという、もともとマイナンバーを管理している地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言うんですけども、ここから事務が委託となって、忠岡町の事務ではなくなったということが1点挙げられます。このJ-LISの主な業務としましたら、マイナンバー、住民基本台帳ネットワークなどに関する事務や、地方公共団体の情報システムに関する事務を実施するとのこと。また、マイナンバーにつきましては、基になる番号を生成して市町村に通知するという基幹的な役割を担うほか、市町村の委託を受けて通知カードの送付や個人番号カードの作成などを行います。

先ほどもお話がありましたけども、5月19日に国会でデジタル関連法案が可決されました。その中には、地方公共団体情報システム機構法の一部改正も中に盛り込まれていました。この改正の中でなされた条文の中で、第1条の目的の中で、共同して運営する組織として、今までは地方公共団体のみでしたが、そこに国も運営に入り、国の関与が強化されたこと、そして情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するという文言が追記されていました。

実は、この部分が非常に問題です。マイナンバーを管理するJ-LISが、まず国の関与が強くなったことで、本人確認の手段の円滑な提供を確保するというのは、マイナンバーの情報が各省庁間でデータが移動され、横断的なつながりが持てることだと思います。そうなってしまうと、先ほども是枝議員のほうからお話があったとおり、いろいろな情報が様々な分野にデータが本人の同意なく動くこととなります。こういった観点から、忠岡町の個人情報保護条例と絡めて、どういった今後の対応をしていかれるのか、忠岡町の見解を聞かせていただきたいと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、ご質問の法の趣旨に乗った形ですね、今後町はどのように対応していくのかということでございますけども、番号法の第12条におきましては、個人番号の漏えい等、また個人番号の適切な管理のための必要な措置を講じなければならないという規定がございます。本町においては、国が策定したガイドラインを参考にいたしまして、忠岡町特定個人情報の取扱いの管理規定、並びに基本方針を策定している状況でございます。

その中には、職員等の責務として、特定個人情報の適正な情報の収集、保管、利用、提

供、目的外利用の禁止などの制限の規定も定めてございます。そういったことから、こういった趣旨を踏まえて厳格に、特定個人情報の取扱いについては今後におきましても適切に対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

議案第30号、忠岡町特定個人情報保護条例等の一部改正について、共産党の意見を申し上げます。

本条例案では、3本の条例改正が上程されております。1つ目の番号法の改正は、所管が総務大臣から内閣総理大臣に改正されるということであり、5月12日に自民、公明両党などの賛成多数で可決され成立したデジタル関連法が内閣府に設置をされるからであります。内閣に直接置かれたデジタル庁の長は内閣総理大臣であり、デジタル庁の事務

を統括し、所掌事務に関する指揮監督権を有しています。関係行政機関の長に対しても、必要な資料の提出や説明を求めたり、政策に関し意見を述べたりすることもできるようになっています。そうしますと、内閣総理大臣は、内閣官房とデジタル庁を率いて、自分で決めた内閣の重要政策について自由自在に企画立案し、総合調整することができることとなります。デジタル庁は、首相に地方自治体の情報も含め大きな権限を与えるものであり、国の権限が強化されるものであります。

そして、2つ目の利用法の改正では、第19条4号が追加されたことによる項ずれの改正であります。4号は、使用者、法人または国、もしくは地方公共団体における従業者、法人の業務を執行する役員、または国、もしくは地方公共団体の公務員を言い、その者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することができること、これが追加されたわけであります。

このことによって、企業間同士で個人情報のやりとりができることとなります。当該従業者の同意を得てとありますが、個人情報を自分の意思で訂正、消去、利用停止できる権利をちゃんと意思決定できるのでしょうか。転職する際に、本人がそのことを理解されているのか、断りづらいという場面も出てくるでしょう。先ほど是枝議員からの指摘もございました。断ったら雇用されない、半ば強制になるのではないかと、そのようなことが心配されます。行政間であればセキュリティはしっかりしているでしょうが、企業間同士で個人情報の漏えいの心配はないのか。

3つ目は、手数料条例の改正です。機構法の改定により個人番号の発行主体が、地方公共団体だけで構成されていた地方共同法人から国が管理する国地方管理法人として国の関与が強まり、J-LISから忠岡町が事務委託されることによって手数料条例が削除されます。個人番号カードの発行主体が変更されるとあるのは、機構、つまりJ-LISが地方公共団体だけで構成されていたものから国主導の機構に改定されることにより、国・地方公共団体情報システム機構の目的にマイナンバーの円滑な提供が加えられたことが問題であります。

日本共産党の国会議員団は、デジタル関連法案に対して大きく3つの問題を挙げ、反対討論をしております。その中身を抜粋させて申し上げますと、反対理由の第1はプライバシーの問題です。個人情報保護法制の一元化で、自治体の個人情報保護条例に縛りをかけ、都道府県、政令市にオープンデータ化、匿名加工制度を義務化し、オンライン結合（情報連携）の禁止は認めないとしています。保護の仕組みを切り捨て、個人情報保護を求める住民に応えた自治体の独自策を掘り崩すものである。この間、個人情報保護法はデータ利活用としてきたがゆえに生じた問題が、LINE社の問題としてあらわになっております。個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであり、プライバシー権は憲法が保証する基本的人権です。今求められているのは、情報の自己コント

ロール権を保障する仕組みであります。

第2に、地方自治の侵害の問題です。このデジタル関連法の情報システムの共同化、集約の推進によって、自治体は国がつくる鋳物型におさまる範囲の施策しか行えないことになりかねません。また、強力な権限を持つデジタル庁は、国の省庁にとどまらず、自治体、準公共部門に対しても予算配分やシステムの運用について口を挟むことができるようになります。監督権限を強化する個人情報保護委員会も自治体の条例づくりに口を挟めるようになっていきます。

第3に、国民生活への影響についてです。個人の預貯金口座のマイナンバーひもづけなどを盛り込んでいます。もともと経団連などの要望のままに導入されたマイナンバー制度は、消費税増税を前提にしたもので、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進めるものであって、マイナンバー制度は廃止すべきです。行政のデジタル化を口実に窓口の減少、紙の手続の廃止といった事例が実際に起こっています。今必要なのは、住民の多面的な行政ニーズに応える対面サービスを拡充し、住民の選択肢を増やしていくことでもあります。

また、デジタル庁の職員500人のうち100人以上が民間出身者の非常勤職員としています。企業に籍を置いたまま給与補填を受けて働くことになり、特定企業の利益を優先するような政策の推進や、特定企業に都合の良いルールづくり、予算執行など、さらに官民癒着が広がるおそれがあります。このようなデジタル庁は必要ないと、日本共産党は国会でも反対をしております。

そして、この本条例案は、法律の改正及びデジタル庁設置法により、個人番号カードの発行主体が変更され、また個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲の拡大等が行われるための条例改正です。

さきにも申し上げましたように、本町でも住民ニーズに対応して、自主的かつ多様に独自の住民サービスを実施しておられます。子どもの医療費の助成や、幼児教育・保育の副食費の無償化など町独自の施策に今後国が口を出してくる、国が個人情報を一括管理することで国民監視が強まって、民間企業は国が集めた個人情報を活用して利益の拡大につなげることができるようになる。このようなデジタル関連法は悪法であり、その実施のための条例改正であることから、日本共産党は認めることはできません。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

先ほど来から反対意見をお聞きしています。その内容は、至極真っ当で、マイナンバー制度ですね、マイナンバーに伴う心配、不安、そういったものは非常によく分かります。ですけれども、今回の条例改正は法改正に伴う項ずれによるものです。先ほど来からの反対意見というのは、国会、国のレベルで法を制定するときにきちんと議論すべきものであって、この市町村で言っても仕方のないものであると思います。ちょっと筋が違うのかなと考えております。

で、逆にこれ、条例改正しないととなりますと、市町村の業務も滞るわけですし、致し方がない改正です。忠岡町の意味を反映した条例改正ではありませんので、これは賛成すべきものであると考えます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ありますか。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

国の法改正が忠岡町の条例と関係がないわけではありません。そのことで伴って、条例改正ということが出てきているものであります。これは、個人の情報の管理というんでしょうか、個人情報の保護というところから強化されると、より一層強化されますということであればいいのですけれども、そうではない、利用拡大が図られていく、忠岡町の町民の個人個人の情報が自分の手を離れて、知らないところでやりとりされていくということで、管理できないという大変影響がある問題だと思います。忠岡町の住民に多大な影響があるという場合は、委員会付託をしてきちっと審議をするということが本来やるべきなんですけれども、それが委員会付託にならなかったということでもありますので、審査をこの本会議でやっているというわけであります。

ということで、忠岡町の町民に多大な影響を与えるこのような条例改正には、やはり賛同できないというふうに思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、原案に賛成意見の討論はないですか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第30号 忠岡町特定個人情報保護条例等の一部改正について、起立に

より採決いたします。

原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (和田 善臣議員)

起立多数であります。

よって、本案は、可決されました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第7 議案第31号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第31号、忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、利用者への説明、同意等及び記録の保存等について、電磁的方法によることが認められることとなったため、事業者等の作成する書類について、所要の改正及び用語整理について、本条例を改正するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第31号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第32号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第32号、忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、国家戦略特区における特区小規模保育事業の連携施設の位置づけに変更がなされたことにより、用語整理を行うため、本条例の改正をするものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第32号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第9 議案第33号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第33号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正につい

て、ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例について、令和3年度においても国の財政支援の対象とされたことに伴い、所要の見直しを行うため、本条例を改正するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第33号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第34号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

はい。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第34号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、6,296万3,000円で、これを追加することにより、予算総額は72億7,104万9,000円となります。

主な内容につきましては、総務費において、防災資機材購入費の計上、衆議院議員総選挙関連経費の計上、民生費において、保育所等における感染症対策事業関連経費の計上、西区ふれあい公園整備事業関連経費の計上、子育て世帯生活支援特別定額給付金給付事業関連経費の計上、衛生費において、予防接種法関連事務経費の計上、教育費において、カリキュラムマネジメント調査研究事業及び道徳教育推進事業関連経費の計上、幼稚園における感染対策事業関連経費の計上などであります。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

この中の西区ふれあい公園の整備工事についてお聞きしたいんですけども、事前の担当部局からの事前レクの時点で、入札の予定についてお伺いしたんですけども、あのとき、当初ですね、事前レクの時点ではまだ何も決まっていないということで回答を受けています。あれから1か月弱ですね、大分時間もたってますんで、今日議決を得たらもう早速入札の準備に入られると思うんですけども、これ、指名競争を従前どおりされるのか一般競争入札されるのか、どういうご予定をされているのか。事前レクの当初の時点では何となく指名競争入札をするといった雰囲気だったので、そこら辺ちょっとお伺いしたいんですけども、答弁よろしくお願ひします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

入札につきましては、健康福祉部として入札案件が少ないことから、事務執行について熟知しながら粛々と入札事務を執行してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

それは分かっているんですけども、実際にどういう予定を組まれているかということでお聞きしてるんですけども、これ、入札部局の公室部局のほうでも答えていただけるのでしょうか。どうですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

本案件についての入札の手法ということで方向性ですよね、ということでございますけども、今泉元部長のほうからご答弁させていただきましたように、現時点においては本課といたしましても原課からの入札依頼という形のものはまだ頂いてない状況でございますので、お互い双方、協議という形の部分については、現在は進んでいないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。これで3回目です。

1 1 番（勝元由佳子議員）

はい、分かっています。さきの東忠岡認定こども園の整備工事におきましても、やっぱり競争性を生かした一般競争入札を実施したら、かなり値段が下がったということもありましたんで、ぜひともこれも、4, 100万円という額で上がってますんで、一般競争入札で進めていただきたいと思います。

町長にお聞きしたいんですけども、杉原町長も従前から「入札制度を改善する」と、「改革する」とおっしゃってるんですけども、ここら辺、従前どおりの指名競争でいくの

か、やっぱり一般競争でいこうと思っておられるのか、いずれなのかということと、仮に指名競争になった場合、これ、価格的に業者選定委員会、開催されるんですけどもね、その業者選定委員会、公開になったとはいえ、その内容をきちんと記録取っていただけるかな。そこら辺のことも担当部局と町長、両方ご答弁お願いします。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今、担当課のほうから説明がありましたので、ちゃんと熟知してから発表させていただきたいと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回の整備事業の業者選定につきましては、ご指摘のとおり、業者選定委員会に諮るといことになろうかというふうに考えてございます。その中において選定理由等におきましての公開ということでございますけれども、今現在、指名委員会での会議録ということも作成してございますので、そういった形で手続を踏んでいただいたらということでの公開ということには対応は可能かなというふうに考えてございます。よろしくをお願いします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

これで最後です。一言。

11番（勝元由佳子議員）

できれば競争性を生かして、これだけ高額ですんで、一般競争に流れる的にしていただきたいということはお願したい。あと、業者選定委員会の議事録についてもきちんと、我々住民が事後に検証できるように記録を保管して行ってほしいと思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第34号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第11 議案第35号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第35号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、32万円で、これを補正することにより、予算総額は19億4,237万1,000円となります。

主な内容につきましては、保険給付費において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る予算の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第35号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

（「午前11時14分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午前11時30分」再開）

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第2回忠岡町議会定例会追加議事日程についてご報告申し上げます。

日程第12 意見書第4号 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナウイルス対策に全力を挙げることを求める意見書の提出について

日程第13 意見書第5号 持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書の提出について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

日程第12 意見書第4号 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナウイルス対策に全力を挙げることを求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

意見書第4号、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナウイルス対策に全力を挙げることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書を提出する。

令和3年6月21日提出

提出者	忠岡町議会議員	是枝 綾子
賛成者	〃	二家本英生
賛成者	〃	河野 隆子

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、
新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書（案）

政府は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を今年7月から8月にかけて開催するとしている。しかし、今なお新型コロナウイルス感染拡大は世界でも日本でも繰り返し、収束の兆しは見られない。とりわけ大阪は現在も「第4波」の最中にあり、“医療崩壊”が迫り府民の生命が脅かされる状況が続いている。このままオリンピック・パラリンピックを開催した場合、海外から来日する競技者や関係者だけで少なくとも10万人規模となり、国内移動等により全国に感染が拡大する危険がある。多くの医師、看護師や病院をオリンピック・パラリンピックに動員することは、危機的な医療体制にさらに重荷を負わせることになる。

オリンピック・パラリンピックは全世界の競技者で公平に競技を行えることが前提であるが、世界的なコロナ禍のもとでその前提が損なわれている。国により感染状況や医療体制が異なり、競技や練習の環境に大きな差が生まれている。

各種世論調査の結果をみても、国民の多数が中止や延期を求めている。出場を予定している競技者からも強い懸念と不安が表明されている。医療への負担を理由にホストタウンを辞退する自治体が相次いでいる。これらを踏まえても、このまま開催すべきではないことは明らかである。政府は、開催権限はIOCにあると主張しているが、開催国の政府が国民の命を最優先にする立場から中止を決めた場合、IOCはそれを覆すことはできない。

また、コロナ禍によるスポンサーの撤退などで競技を継続できなくなる窮地に立たされている国内の競技者が少なくなく、ここへの支援こそ必要である。

よって政府及び国会は、今夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中止を決断し、新型コロナウイルス対策に全力を挙げるとともに、競技者が競技を継続できる支援策を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

開会まであと1か月となりました東京オリンピック・パラリンピックの大会を中止して、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナのワクチンの接種がされつつありますが、依然、感染者は多いままです。緊急事態宣言が沖縄県を残し解除されたものの、まん延防止措置が取られたままという、多くの都道府県がそのような状態で、解除されても人流抑制しなければならない状況であります。このようなコロナ下、オリンピック開催は普通ではありません。

オリンピック開催の人流の試算では、最大1日30万人という試算もあります。東京大学のある研究チームの試算では、オリンピックを開催した場合、オリンピックの会場に来た観客らが帰りに飲食店に立ち寄るなどした場合、都内の新型コロナウイルス新規感染者が、10月には1日最大約120人増えるとの試算も公表されております。ということで、このような状況であります。一大コロナ感染イベントになる可能性もあります。

感染が収まらないのは、インド型の変異株の感染力が、これまでとは圧倒的に違うからです。このような状況で、ホストタウン自体の自治体が78自治体、パブリックビューイングも相次いで中止となっております。無観客でするわけでもなく、観客を入れるということでもありますから大変なことであります。このような状況で、最近の世論調査で、国民の6割以上がいまだに中止を求めています。

そして先日、開催の中止ということには触れておられませんけれども、18日に新型コロナウイルス感染症対策分科会の有識者らによる提言が出されました。提言は、我々の責任やリスクを評価すること。それを政府に伝えることがプロフェッショナルとしての責任。これをどう採用するかは政府と主催者の責任と述べております。

菅首相は17日、緊急事態宣言解除の会見で、オリンピック開催に伴い感染リスクがどれだけ増大するのかリスク認識を、評価を示せと言われても、何も語れませんでした。ということでもありますから、専門家の意見をやはりきちんと聞くべきであります。

で、東京での新規感染者の増加のシナリオでは、緊急事態宣言の解除による人流増加にオリンピック開催による人流増加を加え、さらにデルタ株の影響を考慮すると、最悪では7月末には1日2,000人超となる可能性ということも示されています。対策としては大会規模の縮小や無観客開催が望ましいという、専門家らの提言が出されております。

ということで、国民の命を犠牲に、危険にさらしてまでオリンピックを開催する理由は何かと首相に問いただしても、首相は何も答えられないという状況であります。ですから、このようなパンデミックの中でのオリンピック開催強行で、国民の命が危険にさらされるこ

とは絶対に許されるものではありません。

国民の中、また議員の皆様の中にもいろいろなご意見をお持ちの方がいらっしゃると思います。I O Cが決めることで日本には決定権がないというふうにお考えの方もいらっしゃると思いますが、昨年のオリンピックの延期はI O Cではなく日本が提案をしたというものでありますから、日本側から中止、延期というものを申し出ればそれに従うということになると思います。

また、違約金とかそういう損害賠償が請求されるのではないかとこの考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、I O Cの開催都市契約には中止の際の違約金についての条項はないということでもあります。しかし、それでもされたとしても、一番最大の賠償金というんでしょうか、お金を払わないといけないというアメリカのNBCが払っている、もう既に払っている放映権料ですが、これは中止に備えて保険に入っておられる。保険に加入されているので、仮に放映権料を請求されても、その保険で下りてくる分以外の限定的なものというふうに思われます。

また、オリンピックのスポンサーたちが損害賠償請求してくるのではないかとこの意見については、メリットの大半はオリンピック開催までに行われており、もう投資した分は回収済みであろうということで、被害をどう算出するかは難しいし、そんな損害賠償をオリンピックのスポンサーがしたら企業イメージがダウンするということでもありますから、中止したら損するからといって国民の命と賠償金をてんびんにかけること自体がおかしいと思います。

また、損失1兆8,000億円、1.8兆円の損失が出るというふうにする方もいらっしゃると思いますが、日本のGDPは500兆円ということですので、2日弱の分ということで、オリンピックを開催することで感染爆発して経済を停滞させることを考えるならば、やはり経済のことを考えるのであれば中止をすべきであろうというふうに思います。

国民の命こそ大切にすべきでありますし、医療崩壊を招かないようにしていくということが政治の取り得る責任ではないかというふうに思います。

ということで、このオリンピック・パラリンピックの競技大会を中止して、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書について、議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか、

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。今奈良議員。

今奈良議員、反対の討論からですので、間違いないですか。

10番(今奈良幸子議員)

はい。

議長(和田 善臣議員)

どうぞ。

10番(今奈良幸子議員)

日本国内に東京オリンピック・パラリンピックの開催に対して賛否両論あるが、G7サミットで東京五輪での感染対策の徹底、そして安全で安心できる大会に関して説明したところ、各国の全ての首脳たちが開催に関して満場一致で、非常に強い支持を得られた。ワクチン接種状況や国内感染状況、医療逼迫状況など客観的指標を設け、国民の理解を得た上で、オリンピック選手の気持ちを第一に考え、選手や関係者と外部との接触を遮断するバブル方式の厳格化を国ごと剥奪するなどの強い措置での開催が可能であると考えられる。よって、本意見書には反対の立場を表明いたします。

議長(和田 善臣議員)

次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

ただいまのG7のサミットで、そのように首相が言うと、各国の首脳が満場一致で賛成したというか歓迎したということではありますが、それは自分の自国での開催でないからということとは言えると思います。これが自分の国で開催するとなったら賛成するかということでもあります。行うのは日本、東京であります。

ということで、そういった問題もあるのと、安全・安心のオリンピックと言いますが、選手村、選手、関係者というか、バブルの中で収めているから感染が広がらないという考え方も、既に国会の質疑でも崩壊しております。バブルに穴が、大穴がいっぱい空いているということで、オリンピックファミリーが来るということで、オリンピックファミリーは選手村にはおりません。観戦に来ます。その人たちを運ぶ。オリンピック関係者を運ぶ

ということになると、その運転手、車、その台数が7, 000台と言っていましたね。記憶がちょっとですが、その運転手のワクチンは済んでいませんし、感染対策というか、その運転手は公共交通機関で車のところまで、会社のところまで来るということで、全然穴が空いているという状況である。そういったことを初め、バブルはもう穴が空いているので、そこから広がっていくというのは明らかであります。

選手の気持ちとかね、気の毒ですけれども、国民の理解が得られているのかといえ、いまだに直近の世論調査でもやっぱり6割が中止、延期ということで答えているということで、説明責任を全然果たしていない、理解を得られていないということは明らかであります。やはり感染を拡大させない、収束させるためにワクチンを打ったとしても、ワクチンを打って来られた、どこかの国が来ましたけれども、その選手がワクチンを打って、PCR検査も出国する際に行って陰性だったのに、やはり陽性だったということも最近のニュースでもありましたので、やはりワクチンを打ったから安全と、安心ということではないということであります。

ということで、そのようにこのまま開催してしまったら感染は爆発していくというのは火を見るより明らかだと思います。国民の命をやはり最優先にしていくことが今求められているコロナ対策だと思います。ということで、本意見書案には賛成の立場で発言をいたしました。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。はい、勝元議員。

賛成、反対、どちらですか。

11番（勝元由佳子議員）

賛成の討論です。

議長（和田 善臣議員）

はい。

11番（勝元由佳子議員）

さきのG7でも菅総理初め各国の首脳は、オリンピックの開催の方向で発言されました。で、この流れは恐らく止めようがないであろうとは思いますが、やはり国民の多く、また医療従事者の多くも反対の声を上げているというにもかからわず、そういった国民の声を無視して政治主導でこういったことを開催すると、強行的に開催するというのは民主主義上どうなのかと、非常に問題であると考えています。

バブル方式についても、もう既に破綻しているというのは専門家からも意見が出ています。安全・安心ということを国もIOCもしきりに言うんですけども、何が一体安全・安心なのか、どこが一体安全・安心なのかという説明ですね。それが全くなされていない。この安全・安心の4文字だけが先走っているという状態ですので、やはり国民としてはその説明がなされない限り、またこのオリンピックを開催する本当の意義ですね。そこ

が説明されない限りやはり賛成する気にはなれないというところがあります。

やはり時期的に開催の流れができてしまっていて、半ば国民も諦めムードがある中、やはり賛成していないという声を伝えないというのは、国民が諦めてしまっている姿勢を示すのはやはり民主主義上どうかと思うところがありますので、きちんとその声は伝えたいというところで、賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第4号 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書の提出について、起立により採決いたします。賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第13 意見書第5号 持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第5号、持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書を提出する。

令和3年6月21日提出

提出者	忠岡町議会議員	是枝 綾子
賛成者	〃	二家本英生
賛成者	〃	河野 隆子

持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、
科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書（案）

新型コロナ感染拡大の深刻な状況の中、今年に入って2度の緊急事態宣言が出された。大阪でも、地域と制限時間の変更を伴いながら半年に渡る営業時間短縮要請が出され、飲食店を始め事業者へ重大な影響が広がっている。協力金の支援対象でありながら5か月経っても給付金が届かないなど、「もう続けられない」と悲鳴が上がっている。事業所等や個人事業主は、長引く苦境を何とか持ちこたえるために、事業内容の工夫やオンラインの活用など、自らの努力を最大限に発揮しているが、1年半に及ぶ影響はすでに限界に達している。さらに、協力金の支給対象となっていない事業所や文化・芸術団体、フリーランスなどは、事業継続の危機と生活苦に追い込まれている。しかるに、この間政府の実施している一時支援金や月次支援金は、対象範囲が限定され、給付額も少額で、あまりにも不十分である。全国知事会が繰り返し要望しているように、持続化給付金、家賃支援給付金などの再支給によるこれらの事業所、個人事業主の支援は喫緊の課題である。国による支援の強化がなければ、いくら時短営業や休業要請を繰り返しても感染拡大を防ぐ効果は期待できなくなる。休業を要請するなら、科学的根拠とまともな補償が必要である。

よって政府及び国会には、緊急に下記の施策の実施を求める。

記

1. 持続化給付金、家賃支援給付金の再支給と対象拡大を行う。
2. 事業規模に応じ、十分な協力金を支給する。
3. 文化・芸術団体、フリーランスを含む個人へ、用途を問わない特別給付金を支給する。
4. 緊急事態宣言下で、科学的根拠のない休業要請や時短要請、客席減の要請・働きかけは行わない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書について、提出者に代わり趣旨説明を行います。

長引く新型コロナの影響で幾度となく繰り返される休業、自粛要請で、中小企業や個人事業者を中心に事業継続に向けて大変困難な状況に陥っています。今年に入り、事業転換や感染症対策の設備を整備する補助金も出てはいるものの、先にその経費を支払わなければならない、その費用すら捻出できない事業者も数多くいます。

また一時支援金や月次支援金の支援がありますが、対象は限定的で、しかも給付額は少額で、あまりにも不十分であります。

今、本当に必要なのは、喫緊の運転資金です。今年1月で打ち切られた持続化給付金や家賃支援給付金は非常に助かったとの声が多かった一方、対象が限定的であり、売上げが50%未満の事業者は、売上げが減少しているにもかかわらず給付金がもらえない状況がありました。

また、劇場や演芸場は、収容人数や時短営業をすれば開催してもオーケー、それに対して会話をほとんどしない映画館は駄目といった、科学的根拠が全くないのに休業要請が行われました。

政府及び国会の責任で、長引くコロナ禍の中で事業継続が困難な事業者、フリーランスを含む個人への十分な支援をできる体制を早急に整備し、また、今後、緊急事態宣言が発出された折に科学的根拠のない休業要請、時短要請などを行わないよう政府及び国会に要望を求め、忠岡町議会の中でも議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上、趣旨説明です。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。今奈良議員。

今奈良議員、反対ですか。

10番（今奈良幸子議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

はい。

10番（今奈良幸子議員）

コロナ感染拡大の第4波が広がり、国民、中小業者の命と健康、暮らしと商売が重大な危機に直面している。外出や移動を制限し、営業補償を渋りながら罰則を導入して時短や休業を強要する態度に不安と滞りが強まっている一方で、一律に持続化給付金を支給する制度設計に対し、店舗の売上げ規模により不公平感が生じることは否定できない。

また、飲食店の関係者以外にも、支援が必要な人に必要な規模の支援が行き届いていない。そのためコロナ禍の影響を2018年度決算ベース、つまり納税額で評価し、事後的に損失補填を行う支援制度の設計を検討すべきではないかと考える。併せて、コロナ禍の長期化により打撃を受けている経済を再生すべく、誰もが効果を楽しむよう、当分の間消費税額の減税を速やかに行うことで、国民全体を見たときの不公平感のない支援を実行するほうが効果的と考えるため、同意見書には反対の立場を表明いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ありませんか。賛成討論の。はい、二家本議員。

5番（二家本英生議員）

賛成討論という形で討論いたします。

先ほどありました持続化給付金ですけれども、一律に与えるのは不公平である、事業規模に応じた給付が必要ではないかということですが、やはりこれに対しては、売上げが下がっている。ただし、その50%減というのが1つのネックになります。50%減でなくても実際の事業者にお伺いすると、20%下がったところでも経営はかなり苦しいといったところがあります。

そういった方々に、まず何が一番必要かといいますと、まず早急な現金支給であります。それがいいことには事業を継続できません。一律に与える持続化給付金は売上げ減少に値する事業者全てに支給されれば問題はないのですが、今の制度ではとてもそこまでは補填できません。

また、先ほどありました2018年度の売上げをベースにして損失補てんをするということもございましたが、これはあまりにも時間がかかると思います。過去の売上げデータを引っ張ってきて、そこからその額に見合った支給をする。ただでさえ給付金、協力金の支給が遅れている中で、またこのような新しく制度設計をしてしまうと、またさらに支給が遅れていくという原因になるかもしれません。そういったのは将来的にはいいかもしれませんが、今現在起こっている状況を考えると、この制度もあまりよくはありません。

あともう1点、すみません。意見書の中で1番に持続化給付金、家賃支援給付金の再支給は書いていますが、対象拡大を行うということで、こちらのほうにも挙げさせてもらっています。やっぱりこの対象拡大ということで、不公平ではなく、困っている方に皆さんに行き渡るような制度設計をすれば、特に不公平感もなく事業者に届くと思います。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、意見書第5号 持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書の提出について、起立により採決いたします。賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日開会されました本定例会におきましては、ご提案いたしました議案について慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決、誠にありがとうございます。

本日、遊具の更新事業をご可決いただきました西区ふれあい公園につきましては、子どもからお年寄りの方まで、誰からも親しまれる公園となるよう整備してまいりたいと思います。

また、本定例会や委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、さきの一般質問でもございましたが、ワクチン接種の状況でございますが、医療従事者の皆様のご協力もあり、接種を希望された65歳以上高齢者の方の2回目のワクチン接種も予定どおり、7月末までに完了する見込みとなりました。また、65歳未満の方々につきましては、6月24日に対象者全員に接種クーポン券を発送し、まず基礎疾患のある方から予約を受け付け、その後、希望された方の受け付けを始めてまいります。町民皆様方の安心・安全な生活を守るため、引き続き医療従事者の皆様とともに力を合わせて頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、まん延防止措置の中ではございますけれども、府内の10町村が網掛け部分で少し緩めというんですか、飲酒の時間が1時間ほど長く延びるということで、人流の増加のおそれが懸念されております。市と市とに挟まれた本町でございますので、その辺を注意しながら、担当課には泉大津警察ともご協力いただきますように指示していただいておりますので、議員皆さん方もよろしく願いいたします。

結びに当たりまして、皆様方のますますのご健勝にご活躍をされますよう心から祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにご苦労さんでございました。ありがとうございます。

議長 (和田 善臣議員)

以上をもちまして、令和3年第2回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

(「午後0時05分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年6月21日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 河 瀬 成 利

忠岡町議会議員 北 村 孝